

宇和島市小中学校教育情報化整備計画策定コンサルティング業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、宇和島市小中学校教育情報化整備計画策定コンサルティング業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務概要

- (1) 業 務 名 宇和島市小中学校教育情報化整備計画策定コンサルティング業務
- (2) 業務内容 仕様書（別紙１）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和２年３月１９日まで
- (4) 委託金額 受託者に対する業務委託料は、予算額 10,000 千円（消費税及び地方消費税相当額含む）を上限に、本市が別に定める予定価格の範囲内とする。
※上限額を超えての提案は失格とする。
- (5) 委託契約 本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の２第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。
- (6) 支払条件 完了検査後の一括払いとする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成 17 年告示第 12 号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年告示第 97 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、本市と同等規模程度以上の自治体において、教育情報化整備計画の策定実績、又は策定に関するコンサルティング業務の直契約の受託実績があること。
- (6) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、本市と同等規模程度以上の自治体において、教育情報化整備計画の策定経験、又は策定に関するコンサルティング業務の直契約の受託経験のある業務責任者を配置すること。

(7) 文部科学省及び総務省の教育情報化に関する実証事業の直契約の受託実績があること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和元年 10 月 15 日 (火)
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和元年 10 月 25 日 (金) まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和元年 10 月 28 日 (月)
4. 参加申込書の提出期限	令和元年 10 月 31 日 (木) まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和元年 11 月 5 日 (火)
6. 提案書等の提出期限	令和元年 11 月 8 日 (金) まで
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和元年 11 月中旬
8. 審査結果の通知	令和元年 11 月中旬
9. 契約の締結	令和元年 11 月中旬
10. 審査結果の公表	令和元年 11 月中旬

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の配布

①配布期間

令和元年 10 月 15 日 (火) から 令和元年 10 月 31 日 (木) まで

②配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、担当部署宇和島市教育委員会学校教育課において配布する。

(2) 質問の受付及び回答

- ①実施要領等に係る質問は、「宇和島市小中学校教育情報化整備計画策定コンサルティング業務プロポーザル質問書(様式1)」によるものとし、担当部署宇和島市教育委員会学校教育課に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市教育委員会 学校教育課

E-mail : gakko@city.uwajima.lg.jp

電話番号 : 0895-49-7031

②提出期限

令和元年 10 月 25 日 (金) 17 時まで

③回答方法

令和元年 10 月 28 日 (月) 17 時までに宇和島市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

①提出書類

ア. 参加申込書(様式2)

イ. 同種・類似業務の履行実績(様式2-1)

ウ. 配置予定の業務責任者（様式 2 - 2）

②提出期限

令和元年 10 月 31 日（木） 17 時まで

③提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地 宇和島市教育委員会 学校教育課

④提出方法

持参又は郵送

⑤参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

（4）提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。

①提出書類

ア. 提案書表紙（様式 3）

イ. 会社概要（様式 4）

ウ. 業務実績（様式 5）

エ. 提案書

任意様式による。頁数は 20～30 頁程度とする。フォーマットは A4 サイズとし、縦置き・横書き、横置き・横書きは自由とする。ただし、別紙 1 業務内容の（1）～（4）の区分を踏まえ、宇和島市小中学校教育情報化整備計画策定コンサルティング業務プロポーザル評価基準（別紙 2）の「提案項目テーマ」について、簡潔に記述すること。なお、文章補完のための概念図、イラスト及び写真の使用は可能とする。

オ. 見積書・内訳書

任意様式による。

②提出期限

令和元年 11 月 8 日（金） 17 時まで

③提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地 宇和島市教育委員会 学校教育課

④提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする）

⑤提出部数

10 部

（5）プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

①実施日時・場所（予定）

日時：令和元年 11 月中旬（日程は別途通知）

場所：宇和島市役所内

②所要時間（予定）

プレゼンテーション：30 分以内

質疑応答：15分程度

③その他

- ア. プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。
- イ. プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。
- ウ. 詳細については、後日、別途通知するものとする。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する宇和島市小中学校教育情報化整備計画策定コンサルティング業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

宇和島市小中学校教育情報化整備計画策定コンサルティング業務プロポーザル評価基準（別紙2）のとおりとする。

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

①受託候補者の名称

②全参加者の名称（五十音順）

③全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された資料は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ①提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ①提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ②緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③複数の提案はできない。
- ④参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）を提出すること。
- ⑤提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

13 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒798-8601 宇和島市曙町1番地

担当部署：宇和島市教育委員会 学校教育課 担当 児玉

電話番号：0895-49-7031

FAX番号：0895-22-5058

E-mail：gakko@city.uwajima.lg.jp